

イベント開催時のチェックリスト

【第3版 令和4年9月21日公開 香川県】

開催概要	知的財産の活用により企業競争力の強化を促進するため、「かがわ知財経営塾」を、全3回に渡り開催する。	
イベント名	令和4年度 かがわ知財経営塾	
講演者 参加者	講師：①洲崎国際特許事務所 弁理士 洲崎竜弥氏 ②松島国際特許事務所 弁理士 松島理氏 ③椿特許事務所 弁理士 椿豊氏 参加者：知的財産の活用に関心のある県内企業の経営者等	
開催日時	①10月5日（水）13:30～15:30 ②10月12日（水）13:30～15:30 ③10月20日（木）13:30～15:30	
開催会場	香川産業頭脳化センタービル 2階 一般研修室	
会場所在地	香川県高松市林町 2217-15	
主催者	公益財団法人かがわ産業支援財団 知的財産支援部	
主催者所在地	香川県高松市林町 2217-15	
主催者 連絡先	(電話番号) 087-869-9004	(メールアドレス) chizai2@kagawa-isf.jp
収容率 (上限) いずれかを 選択	大声なしで開催	
	☒ ①収容定員あり 100%	☐ ②収容定員なし 人と人とが触れ合わない程度の間隔
	大声ありで開催	
	☐ ③収容定員あり 50%	☐ ④収容定員なし 十分な人と人との間隔(最低1m)
	「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催	
	☐ ⑤収容定員あり 大声なしのエリア：100% 大声ありのエリア：50%	☐ ⑥収容定員なし 大声なしのエリア： 人と人が触れ合わない程度の間隔 大声ありのエリア： 十分な人と人との間隔(最低1m)
収容定員	108人	—
参加人数	最大30人	
その他 特記事項	少人数のグループワーク（1グループ4人～5人）形式で、適切に距離を保ち つつ意見交換するため、大きな声を発することはありません。	

(※) このセミナーは、国の所管省庁と連携の上定められた「カンファレンス開催ガイドライン」（公益社団法人日本青年会議所策定）に沿って実施します。

感染防止策チェックリスト

【第3版 令和4年9月21日公開 香川県】

基本的な 感染防止

イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止策）を満たすことが必要です。

※5,000人超かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

1. イベント参加者の感染対策

（1）感染経路に応じた感染対策

①飛沫感染対策

- ☒ 適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用の周知・徹底
 - ☒ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保
- （※）大声の定義を「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」とする。
- 「大声あり」、「大声なし」のエリアを区分して開催する場合、上記対策に加えて、
- ☒ 大声なしエリア・大声ありエリアの明確な区分があり、それぞれにおける、イベント参加者間の適切な距離の確保
 - ☒ 大声なしエリアにおける、大声を防止するための対策の実施

②エアロゾル 感染対策

- ☒ 機械換気による常時換気又は窓開け換気
- ☒ 適切なマスクの正しい着用の周知・徹底【①と同様】
- ☒ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】

③接触感染対策

- ☒ イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施
- ☒ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】

感染防止策チェックリスト

【第3版 令和4年9月21日公開 香川県】

基本的な 感染防止

イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止策）を満たすことが必要です。

※5,000人超かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

1. イベント参加者の感染対策 (2) その他の感染対策

④ 飲食時の 感染対策

- ☑ 前項（1）感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策（食事中以外のマスク着用、飲食に伴いマスクを外す際の会話自粛等）の徹底の周知

⑤ イベント前の 感染対策

- ☑ 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ

⑥ 感染拡大対策

- ☑ イベントで感染者が発生した際の参加者への注意喚起

2. 出演者やスタッフの感染対策

⑦ 出演者や スタッフの 感染対策

- ☑ 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における前項（1）感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施
- ☑ 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施